

厚生労働省発基労第 0227003 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成18年2月27日

厚生労働大臣 川崎 二郎

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 特定疾病の改正等

一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第三項の厚生労働省令で定める疾病等に、別添を加えるものとすること。

第二 施行期日等

一 この省令は、平成十八年四月一日から施行するものとすること。
二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとすること。

(別添)

- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第十七条の二

(傍線が改正により加えられる部分)

四 労働基準法施行規則 別表第一の二第七号 7の疾病		建設の事業
港湾貨物取扱事業 又は港湾荷役業		<p>第三欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする二以上の事業場において労働基準法施行規則別表第一の二第七号7に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、特定業務従事期間が第二欄に掲げる疾病のうち肺がんについては十年、中皮腫については一年に満たないもの</p>
		<p>第三欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする二以上の事業場において労働基準法施行規則別表第一の二第七号7に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、当該労働者について第二欄に掲げる疾病の発生の原因となつた業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は二月以内の期間を定めて使用され、又は使用されたもの(二月を超えて使用されるに至つたものを除く。)</p>